生駒市条例第12号

生駒市住居表示審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市住居表示審議会条例の一部を改正する条例

生駒市住居表示審議会条例(昭和41年10月生駒市条例第31号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「住居表示」を「住居表示等」に改める。

第2条中「審議会は、市長の諮問に応じ」を「市長は」に、「必要な事項を調査審議する」を「必要に応じ、審議会に諮問してその意見を聴くことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審議会は、前項の規定による市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議する。

第3条第1項中「25人」を「10人」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 市長は、前条第1項の規定による諮問の都度、学識経験のある者、関係行政 機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから委員を委嘱する。
- 3 委員は、前項の諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第4条を削る。

第5条の見出し中「及び副会長」を削り、同条第1項中「及び副会長1人を置く」を「を置き、委員の互選によりこれを定める」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を削り、第8条を第6条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長が改正後の生駒市住居表示審議会条例(以下「新条例」という。)第3条 第2項の規定により委員を委嘱する場合において、この条例の施行の際現に改 正前の生駒市住居表示審議会条例第3条第1項に規定する委員(以下「旧委員 」という。)であった者が旧委員としての任期内にあるときは、その者は、新条 例第3条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。